

報酬規程

経営理念

「“げんき”な職場づくりのお手伝い」

誰もが持ち味を活かし

元気に社会と関わることのできる環境づくりに

私たちは尽力します！

行動指針

- ・安心して頼っていただける存在であり続けます。
- ・わかりやすい言葉でご説明します。
- ・できる理由を探します。

代表方針

- ・いつも笑顔で楽しく元気に過ごします。
- ・働きやすさの向上に積極的に取り組んでいきます。
- ・どんな時でも仕事を諦めることのない職場を維持し続けます。

1. 顧問報酬

○相談顧問

人事労務に関する相談・アドバイス、就業規則の簡易診断、事務所通信の送付、書式ひな形の提供、助成金の相談・アドバイス・申請代行等を月単位で継続してご提供するサービス

月額報酬	15,000 円（月 1 時間程度の相談まで）以降は 30 分あたり 10,000 円追加
------	---

* 相談顧問は訪問相談を行わない顧問契約です。訪問相談の際は 30 分ごとに 10,000 円頂戴いたします。

◆オプション（相談顧問に追加のサービスです）

①入退社保険手続	10,000 円 + 700 円 × 雇用保険被保険者数
②給与計算	10,000 円 + 800 円 × 給与明細人数
① + ②	10,000 円 + 1,500 円 × 給与明細人数
タイムカード集計	300 円 / 対象人数 * 弊所指定フォーマットへ入力しデータ送付いただく場合は不要
給与明細（郵送・印刷）	50 円 / 1 名 + レターパック代実費
Web 給与明細 *	無料

* Web 給与明細は、①の場合でも無料で利用可能です。

例：10 名の①入退社手続き + ②給与計算

15,000 円 + 10,000 円 + 10 名 × 1500 円 = 40,000 円

2. 手続報酬

手続名	費用	入退社保険手続 オプションに含む
雇用保険被保険者資格取得届	5,000 円	○
雇用保険被保険者資格喪失届	5,000 円	○
雇用保険その他変更届	5,000 円	○
離職票作成	10,000 円	○
社会保険資格取得届	5,000 円	○
社会保険資格喪失届	5,000 円	○
社会保険その他変更届	5,000 円	○
健康保険資格喪失証明書	2,000 円	○
年金手帳再発行	5,000 円	○
健康保険証再発行	5,000 円	○
健康保険高額療養費支給申請	10,000 円	○
賞与支払届	10,000 円（5 名まで） 以降 500 円 × 人数	○
社会保険料随時改定	20,000 円	○
二以上の勤務届	10,000 円	○

賃金月額証明書	10,000 円	
社会保険手当金給付請求	20,000 円	
雇用保険手当金給付請求	20,000 円	
健康保険給付	20,000 円	
労災給付申請 (障害年金申請を除く)	20,000 円	
高年齢雇用継続給付	20,000 円	
育児休業給付	証明書 20,000 円 支給申請 10,000 円	
介護休業給付	証明書 20,000 円 支給申請 10,000 円	
保険その他申請	証明書 20,000 円 支給申請 10,000 円	
労使協定作成	20,000 円	
年金裁定請求	30,000 円	
労働保険年度更新	5 万円もしくは顧問料月額のうち低い金額	
社会保険算定基礎届	5 万円もしくは顧問料月額のうち低い金額	
年末調整	10,000 円 (3 名まで) +1 名ごとに 1,000 円	
ハローワーク求人登録	15,000 円	
ハローワーク新規事業所登録	30,000 円	
第三者行為による保険請求	50,000 円	
36 協定安心サポート	月額 2,000 円	
雇用契約書	1 通 15,000 円	
健康保険・厚生年金新規適用	50,000 円 (4 名まで) 以降 1,000 円 × 被保険者数	
労災保険新規適用	25,000 円	
雇用保険新規適用	25,000 円 (4 名まで) 以降 1,000 円 × 被保険者数	
行政調査立ち合い	50,000 円 (当日 3 時間まで) 以降・以外 30 分 10,000 円	
就業規則社員説明会	50,000 円	
就業規則個別説明	30 分 10,000 円	
協定届作成	30,000 円 (1 件)	
規程作成	50,000 円 (1 件)	

* スポット契約の場合は倍額となります。

3. 介護／福祉関係

	スポット契約	顧問契約
処遇改善加算計画	60,000 円	30,000 円
処遇改善加算実績報告	60,000 円	30,000 円
加算額払出管理	対応不可	2,000 円／月

4. 助成金報酬

	スポット契約	顧問契約
着手金	30,000 円※	0 円※
成功報酬	受給額の 40%	受給額の 20%

※計画書および支給申請書に関しては書類作成料 1 通につき 30,000 円が必要

- ・助成金により異なる場合があります。
- ・就業規則や雇用契約書、36 協定等の作成が必要となる場合があります。

5. 就業規則、諸規定等の作成・変更

	スポット契約	顧問契約
就業規則（本則のみ）	450,000 円	150,000 円
付属規程の作成	80,000 円	30,000 円
労働基準監督署への届け出	30,000 円	10,000 円
36 協定届の作成および提出	20,000 円	20,000 円
変形労働時間届の作成および提出	30,000 円	30,000 円

* 打ち合わせは①ヒアリング 1 回②案の確認③納品・説明の計 3 回です。4 回目以降は 1 回につき 3 万円申し受けます。

諸規定例		その他ルールブックなど	
国内出張旅費規程	通勤手当支給基準	社内説明会	50,000 円
国外出張旅費規程	単身赴任手当支給基準	社内ルールブック作成	50,000 円
規程管理規程	ハラスメント防止規程	社内ルールブック（1 冊）	1,000 円
慶弔見舞金規程	文書管理規程	社内様式作成（1 様式）	3,000 円～
防火管理規程	営業秘密等管理規程		
携帯端末取扱基本規程	車両管理規程		
安全衛生管理規程			

6. 労働者派遣業申請報酬

一般労働者派遣業許可申請	400,000 円
有料職業紹介事業許可申請	400,000 円
労働者派遣業廃止	200,000 円

* 更新も同額

* 登録免許税等実費が別途かかります。

7. 介護事業指定申請報酬

居宅介護支援・訪問介護・訪問看護・福祉用具貸与	150,000 円
通所介護	250,000 円

8. 人事コンサルタント

社員研修	月額 200,000 円	月 1 回訪問
採用コンサルタント	月額 200,000 円	月 1 回訪問
評価制度設計	月額 400,000 円	月 2 回訪問
賃金設計	500,000 円	

9. セミナー講師、執筆

1. セミナー講師

セミナー講師報酬とは、依頼を受けて講義をする場合に受ける報酬です。

1 時間	50,000 円
------	----------

2. 執筆

執筆報酬とは、依頼を受けて執筆や投稿をしたり、取材を受けたりする場合の報酬です。

(ページ数や内容により応相談)

10. その他

1. 印紙代、手数料その他

手続関係諸追提出に必要な印紙代及び公的機関に納付する手数料等は、報酬とは別に受けるものとします。

2. 出張費

出張を伴う業務につきましては、別途、出張費用・旅費・日当を請求させていただきます。

3. 緊急依頼

特に緊急を要するものについては、報酬額の 50% までを加算することがございます。

4. 建設業・造船業・林業の報酬

建設業・造船業及び林業については、50% までを加算することがございます。

5. 解約の報酬

依頼者の都合により着手後に解約する場合には、所定の報酬の全額を受けるといたします。

6. 災害、その他特別の事情がある場合の報酬

依頼者に災害その他特別の事情がある場合は報酬を減免することがあります。

7. その他の業務の依頼については、その都度協議の上、決定させていただきます。

8. 本規定の料金は作成日現在のものであり、変更している場合がございますので、ご依頼の前に必ずご確認をお願い致します。

9. 表示金額は消費税別となっております。

11. クラウドシステム（オフィスステーション）関連

	スポット契約	顧問契約
オフィスステーション アカウント発行費用（初回のみ）	100,000 円	0 円
オフィスステーション労務 月額利用料	400 円／人 (10 人までは一律 4,000 円)	0 円
オフィスステーション勤怠 月額利用料	300 円／人	300 円／人
オフィスステーション給与明細 月額利用料	50 円／人 (20 人までは一律 1,000 円)	0 円
初期設定代行費用（サービス毎）	50,000 円 + 500 円 × 登録人数	30,000 円 + 300 円 × 登録人数
運用指導費用	30,000 円／回（2 時間）	20,000 円／回（2 時間）

* 弊所経由のアカウント発行特典として、スポット・顧問契約を問わず、年間 50,000 円のオフィスステーション公式ヘルプデスク（電話サポート）が無料付帯します。

* 顧問契約からスポット契約への切替も可能です。その際は切替費用が 100,000 円かかります。

* 全て消費税別表記です。

当事務所は以上の報酬を基準としておりますが、お客様のご要望に合わせた範囲や内容にてお見積りもいたしますので、お気軽にご相談ください。

上記に記載のない業務につきましても、お気軽にご相談ください。